一、第二回争議

（一）名古屋紡績大曽根工場（一二、一五—一二、二四）

所在地、大阪府下吹田町三八

労働者、四八名（内女一四名）

参加者、　全部　全日川崎支店合同労働組合

争因及経過

事業不振ニ陥リ休業ヲ発表シ爾来一ヶ月約十日位ノ休業ヲ為ス状態ニシテ収入ノ激減ノ折柄十二月二十八日休ノ工場ヲ閉鎖シ指揮セシモ拒絶シ十二月十五日ヨリ従業員ノ応援ヲ受ケ争議化ス

要求ヲ提出

一、休日ハ月二回トシ休日ニ対シテハ日給全額支給ノ事

財團法人協調會

二、日給ノ二割値上ノ事

三、工場ノ設備ヲ完全ニスルコト

四、従業時間ヲ今後一時間短縮スルコト

五、時間ヲ正確ニスルコト

六、運動会ヲ春秋二回催スコト

七、従来ヨリ廃止セル年二回ノ賞与ヲ確定スルコト

八、賃金値上ハ年二回トスルコト

調停経過　警察署長ハ調停ニ努メタルモ効ナク結局十二月廿四日会社側ニ於テ左ノ条件ヲ提示シ解決ス

一、日給七十銭ヨリ八十銭ノ者ニハ金五銭ヲ昇給スルコト

一、工場設備ノ完備スルコト

一、従業時間ハ今後正確ニスルコト

一、賞与金ハ之ヲ年二回支給スルコト